

# 情報提供

那医発第 529 号  
令和 4 年 12 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「学術関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

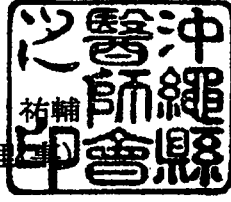
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1405 号 (F)  
令和 4 年 12 月 16 日

地区医師会会長 殿

沖縄県医師会  
常任理事 大屋 祐輔  
(学術担当理事)



## 学術関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の通知が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、日本医師会が強く推進しているかかりつけ医機能強化制度の取組みとして、「地域における面としてのかかりつけ医機能 ～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～ (第 1 報告)」が公表された旨が示されております。

本通知②は、医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等の改訂について示されております。

本通知③は、来たる令和 5 年 4 月 21 日 (金) ～ 23 日 (日) に開催される第 31 回日本医学学会総会 2023 東京について、産業医セッション (全国にサテライト会場設置) が設けられ事前申し込みがスタートしていることから本セッションの周知依頼が示されております。

本通知④は、これまで内閣府、厚生労働省、文部科学省より候補が推薦され、選考委員会において各賞を決定しておりましたが、この度、公募方式へ変更となり、新たにスタートアップ枠が創設され広く募集を行う旨の案内が示されております。

本通知⑤は、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」が令和 4 年度改訂版として発行された旨が示されております。

本通知⑥は、日本医療機能評価機構『日本医師会会員を対象とした「医療情報・診療ガイドライン活用」に関するウェブ調査』について、会員 232 名の回答が得られその結果概要が取りまとめられた旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、当文書は本会文書映像データ管理システムにも掲載しておりますことを申し添えます。

- ① 「地域における面としてのかかりつけ医機能 ～かかりつけ医機能が發揮される制度整備に向けて～（第1報告）」について  
(令和4年11月2日 日医発第1540号(総医))
- ② 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等について(通知)  
(令和4年11月15日 日医発第1595号(生教))
- ③ 第31回日本医学会総会における産業医セッションの事前申込受付開始のお知らせ  
(令和4年11月18日 日医発第1631号(健I))
- ④ 第6回 日本医療研究開発大賞 公募のお知らせ  
(令和4年11月21日 日医発第1632号(総務))
- ⑤ 「医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版」について  
(令和4年11月30日 日医発第1686号(生教))
- ⑥ 日本医療機能評価機構『日本医師会会員を対象とした「医療情報・診療ガイドライン活用」に関するウェブ調査』結果概要について  
(令和4年11月30日 日医発第1683号(生教))

沖縄県医師会業務1課:新垣

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

Email:g1@okinawa.med.or.jp



日医発第1683号 (生教)  
令和4年11月30日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

日本医療機能評価機構『日本医師会会員を対象とした「医療情報・診療ガイドライン活用」に関するウェブ調査』結果概要について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人 日本医療機能評価機構が実施する標記調査に関しましては、令和4年1月17日付け文書(生教87)をもってご連絡申し上げます。

今般、調査期間内(1/18~2/28)に232名の会員から回答を得られたとして、調査結果の概要がとりまとめられ、同機構のHP(以下、URLをご参照)に掲載されましたのでご報告いたしますとともに、同調査にご協力いただいた先生方に心から御礼申し上げます。

なお、本件にご協力いただいた「日医君」だより(メールマガジン)の登録会員等に対しても、別途本会より同様にご案内(メール)いたしましたことを申し添えます。

【日本医療機能評価機構HP (Minds ガイドラインライブラリ) 掲載場所】

[https://minds.jcqh.or.jp/s/user\\_info\\_related](https://minds.jcqh.or.jp/s/user_info_related)



日医発第 1686 号 (生教)  
令和 4 年 11 月 30 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
釜 范 敏  
(公印省略)

「医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、小職が参画する、文部科学省モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会の議論を経て、今般、令和4年度改訂版「医学教育モデル・コア・カリキュラム」(以下、「コアカリ」といいます。)が公表されました。コアカリは、平成13年3月に策定され、今回の改訂は、平成19年12月、平成23年3月、平成29年3月に続く改訂となります。

コアカリは、各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分抽出し、「モデル」として体系的に整理したものであります。そして、各大学の学修時間数の3分の2程度を目安にコアカリを踏まえたものとし、残りの3分の1程度の内容は、大学が自主的・自律的に編成いたします(コアカリ1ページ。以下同。)

従来のコアカリでも記載されていたところですが、今改訂の特徴として、「診療参加型臨床実習の更なる促進」があげられます。これは、令和3年5月21日に成立した、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)」において、医師法の改正が行われ、「共用試験に合格した医学生は、医業を行うことができる」(令和5年4月1日施行)(令和4年11月15日付日医発第1595号(生教)をご参照ください。)と法に位置づけられたことに深く関わります(1ページ)。

また、大学への期待として、診療参加型臨床実習や学生の動機づけとしての早期体験実習の実施を含め、医師会等との連携が盛り込まれております(3ページ)。さらに、診療参加型臨床実習の円滑かつ安全な実施にあたっては、患者として関わる市民の理解が必要不可欠であることから、医学教育の重要性についての周知や啓

発活動が重要であるとして、コアカリの考え方がまとめられております（3～5ページ）。

本会からは、地域保健の観点から「母子保健」および「学校保健」の重要性を主張し、「SO-01：社会保障」の項目に組み入れられました（50ページ）。

今回のコアカリ改訂の概要につきましては、6ページ以降に記載されております。令和4年度改訂版コアカリは、令和5年度を周知期間とし、令和6年度入学生から適用されることになっております。

以上、「医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版」について、ご案内申し上げますので、ご了知のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（資 料）

1. 医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版  
（モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会）

（参 考）

1. 歯学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版  
（モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会）

※いずれも容量が大きいため、以下の文部科学省のウェブサイトまたは都道府県医師会宛て文書管理システムの「お知らせ」からダウンロードいただきますようお願いいたします。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/116/toushin/mext\\_01280.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/116/toushin/mext_01280.html)



日医発第 1632 号(総務)  
令和 4 年 11 月 21 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会  
会長 松本 吉郎  
〔公印省略〕

第 6 回 日本医療研究開発大賞 公募のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、内閣府より日本医療研究開発大賞公募開始の案内がございました。

本賞は、平成 29 年に本会の要望を受け創設されたものであり、医療分野における研究開発推進に多大な貢献をした事例の功績を称え、研究者のインセンティブを高めるとともに国民の関心と理解を深めることを目的としております。

これまで、内閣府、厚生労働省、文部科学省より候補が推薦され、選考委員会において各賞を決定しておりましたが、この度、公募方式へ変更となり、また、新たにスタートアップ枠が創設されましたので、受賞の機会が拡大いたしました。

つきましては、リーフレットを添付いたしますので、貴会管下郡市区医師会、関係団体等に、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

第 6 回日本医療研究開発大賞

【公募期間】2022 年 11 月 18 日(金)～2023 年 1 月 18 日(水)

\*自薦他薦問わず

【問い合わせ先】三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)

第 6 回医療研究開発大賞事務局

[murc-osjimukyoku\\_13@murc.jp](mailto:murc-osjimukyoku_13@murc.jp)(平日 10 時～17 時)

以上



日医発第1631号(健I)

令和4年11月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会 長 松本吉郎  
(公印省略)

第31回日本医学会総会における産業医セッションの  
事前申込受付開始のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和5年4月21日(金)～23日(日)にて、第31回日本医学会総会2023東京(以下、医学会総会)が開催されます。医学会総会内、日本医師会認定産業医の単位が取得可能な産業医セッションについては、日医発第1298号(令和4年10月3日付)にてご案内の通り、全国にサテライト会場の設置に関するアンケートの結果、全国40の都道府県医師会に計60のサテライト会場を設置する運びとなりました。多くの医師会の皆様にご協力いただき、感謝申し上げます。

医学会総会のメインプログラムにつきましては、既に事前申込が開始しているところではございますが、この度、産業医セッションの事前申し込みが11月18日(金) 10:00より開始することとなりました。つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【産業医セッション 事前申込に関するページ】

[https://isoukai2023.jp/training\\_units/index.html](https://isoukai2023.jp/training_units/index.html)

※産業医セッションの登録には、別途第31回日本医学会総会への参加登録が必要です

以上



日医発第 1595 号 (生教)  
令和 4 年 11 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等について (通知)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長から標記通知がありましたので、ご連絡申し上げます。良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 49 号) 第 5 条による改正後の医師法 (昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 17 条の 2 第 1 項により、いわゆる共用試験の公的化が図られました (令和 5 年 4 月 1 日施行。以下、医師法を参照。)

●医師法 (参考: 抜粋)

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業 (政令で定めるものを除く。次条において同じ。) をすることができる。

(下線部: 日本医師会)



今般、法第 17 条の 2 に規定する「厚生労働省令で定めるもの」が、厚生労働省令第 153 号（以下「共用試験省令」という。）として定められました。

また、共用試験省令第 2 条第 3 項第 3 号では、共用試験実施機関の指定要件の 1 つとして、「行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること」と規定していることから、当該基準を厚生労働省告示第 324 号として定めたものであります。

省令等の概要につきましては、添付資料 2. のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等について（通知）  
（令 4. 11. 7 医政発 1107 第 8 号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知）
2. 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等について（通知）（別紙）  
（令 4. 11. 7 医政発 1107 第 7 号 厚生労働省医政局長通知）



2

日医発第 1540 号(総医)  
令和 4 年 11 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会  
会長 松本 吉郎  
(公印省略)

「地域における面としてのかかりつけ医機能  
～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～（第 1 報告）」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会では「地域における面としてのかかりつけ医機能 ～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～（第 1 報告）」を公表いたしました。

本報告は、本年 10 月 25 日付 日医発第 1469 号(総医)もって貴会宛にお送りした「医療政策会議第 1 回報告」に基づき執行部において検討を重ね、11 月 2 日の常任理事会で協議の上、日本医師会としてとりまとめたものです。

つきましては、「地域における面としてのかかりつけ医機能 ～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～（第 1 報告）」をお送りいたしますので、ご了知のほどよろしくお願い申し上げます。